

■ 審議会 > 宮古市住居表示整備審議会

所掌事項

- (1) 住居表示を実施するための区域及び住居表示の方法を調査審議すること
- (2) 住居表示実施のための新町割及び新町名の調査審議に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住居表示に関し必要な事項を調査審議すること

設置根拠

宮古市住居表示整備審議会条例第1条

設置年月日

H17.6.6

委員定数

20人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

未選任

現任委員任期満了日

担当課

市民生活部総合窓口課

TEL : 0193-62-2111 内線 1918

FAX : 0193-63-9110

E-mail : madoguchi@city.miyako.iwate.jp

備考